

## 広島県たばこ対策懇話会について

## 1 趣旨

肺がんをはじめとしたがんのリスクを高め、循環器疾患，呼吸器疾患，糖尿病など多くの疾患との因果関係が確立している喫煙への対策については、「第2次がん対策推進計画」及び「健康ひろしま21（第2次）」のスタートを機に，その実効性をより高める必要がある。

このため，多方面から幅広く意見を伺う「広島県たばこ対策懇話会」を開催する。

## 2 検討内容

- 実効性のある受動喫煙防止対策，能動喫煙防止対策について

## 3 委員の構成

区分	所属	職名	氏名	備考
学識経験者	広島県がん対策推進協議会	委員長	土肥 博雄	座長
医療関係者	広島県医師会	常任理事	渡邊 弘司	
福祉関係者	広島県社会福祉協議会	常務理事	宇根 孝治	
学校関係者	広島県私立中学高等学校協会校長会	会長	田原 俊典	
	広島県教育委員会	総務課長	畦地 博之	
労働関係者	日本労働組合総連合会広島連合会	事務局長	平上 宏二郎	
経済界	広島県商工会議所連合会	事務局長	林 照一	
飲食関係等	広島県生活衛生同業組合連合会	会長	佐々木 克己	
	広島県飲食業生活衛生同業組合	理事長	高橋 眞司	
	広島県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長	木村 龍史	
交通機関	西日本旅客鉄道株式会社広島支社	営業担当課長	真辺 浩治	
	広島県バス協会	事務局次長	山岡 弘和	
たばこ業界	日本たばこ産業株式会社広島支店	業務部長	松田 眞二	
	中国たばこ販売協同組合連合会	事務局長	岩佐 育男	
県民	広島県がん対策推進協議会	委員	井上 等	
	健康ひろしま21推進協議会	委員	南方 順子	
	広島県男女共同参画財団	理事	仲島 武子	
	広島ナイススモーカークラブ	会長	難波 寛	
	広島県禁煙支援ネットワーク	運営委員長	岩森 茂	
市町	広島県市長会	事務局長	清水 和則	
	広島県町村会	事務局長		

#### 4 開催状況

	開催日時	論 点
第1回	平成26年1月10日(金) 18:00～20:00	○ 受動喫煙防止対策について ・ 平成22年2月25日付け厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」に基づき、多数の者が利用する公共的な空間における受動喫煙防止対策の具体的方法について
第2回	平成26年1月28日(月) 18:30～20:00	○ 受動喫煙防止対策について ・ 第1回における委員の意見を踏まえた論点整理(案)について
第3回	平成26年2月10日(月) 18:00～19:30	○ 受動喫煙防止対策について ・ 第1回及び第2回における議論のまとめ ・ 子どもの利用が想定される公共的な空間における受動喫煙防止対策の推進について
第4回	平成26年2月25日(火) 16:00～17:30	○ 受動喫煙防止対策について ・ 第1回から第3回までの議論を踏まえたまとめ ○ 能動喫煙防止対策について ・ 県の考え方等を踏まえた能動喫煙防止対策の推進について
第5回 (予定)	平成26年3月27日(木) 17:00～18:30	○ たばこ対策全体のまとめ

#### 5 第4回懇話会までの主な意見

##### (1) 受動喫煙防止対策について

###### ○ 受動喫煙防止を進めていくことについて

- ・ 異議なし。

###### ○ 受動喫煙防止の進め方について

- ・ 官公庁や学校、病院については、禁煙を原則とすべきではないか。
- ・ 喫煙者が現実になくなるわけではないので、敷地内禁煙にすると路上喫煙になってしまうのではないか。
- ・ 建物内での分煙により、受動喫煙を完全に防止することは不可能ではないか。一方、分煙も一定の効果があるのではないか。
- ・ 中小零細事業者へ配慮するなど、画一的なものとならないよう、ていねいな議論を望む。
- ・ 建物内全面禁煙は、現状では不可能。受動喫煙の害を今すぐゼロにすることは現実的ではないのではないか。少しでもリスクを減らすという段階的な対策を進めるのが現実的ではないか。分煙から認めることを始めてはどうか。
- ・ 吸う人、吸わない人がともに共生していくことができる社会の構築が必要ではないか。

## ○ ルールづくりについて

- ・あるべき方向を定めて、かつ、現実をきちんと進めていくという意味では、条例も視野に入れるべきではないか。
- ・仮に条例化を考える場合には、事業者の利益も考えるべきで、内容等について慎重に議論していただきたい。

## ○ 取組内容について

### 《「建物内禁煙を原則とする。」の施設について》

- ・学校、医療施設、官公庁施設については、建物内にきちんとした喫煙場所を設ける、若しくは、建物の外でかつ敷地内に吸わない人の動線や空気の流れに配慮した喫煙場所を設けるということではどうか。
- ・きちんとした分煙をする場合、屋外に喫煙場所を設けるよりも、室内に排気施設のある喫煙室を設けた方が煙のコントロールができる。公共性の高い施設に喫煙室を設ける場合、厚生労働省が示した分煙効果判定基準が1つの基準になるのではと思う。
- ・そこに勤めている人やその施設を運営している人が、皆で議論して主体的に決定すべきことと思う。
- ・たばこを吸わない人に迷惑をかけるということにフォーカスして、対応の仕方を柔軟に考えるべきと思う。

### 《「建物内禁煙又は建物内分煙とする。」の施設について》

- ・バスについて、乗合バスは全面禁煙だが、貸切バスはツアーは別にして、団体客の場合には禁煙でない。バスということで全て一括りにするのはどうかと思う。

### 《「禁煙、分煙、喫煙可の表示」の施設について》

- ・飲食店等について表示を義務付けるとあるが、義務付けられると罰則になってしまう。組合に加入していない店もあり、義務化は受け入れられない。
- ・義務付けについては、事業主の経営責任に踏み込んでいくことになるので、行き過ぎではないか。
- ・個人経営の飲食店は商売が生活の糧になっており、禁煙、分煙、喫煙の選択は経営者の判断によって決定し、店頭表示を行うよう働きかけをしていくべき。
- ・商店については、小さなたばこ販売店や八百屋などがあり、一括りにするのがいいのか疑問である。
- ・飲食店、遊技場、娯楽施設以外で、実際にたばこを自由に吸えるところはほとんどないと思う。そのような中で、大上段に条例をつくることは間違っているのではないか。
- ・条例化とか規制というのは厳しいと思う。
- ・表示については、たばこを吸わない人だけでなく、たばこを吸う人にとっても、喫煙可

能がわかった上で入店できることから、表示は誰にとってもメリットがあると思う。

- ・組合として、数年前からいろいろな種類のステッカーを作成しているが、なかなか貼ってもらえない。

### 《「子どもの利用が想定される公共的な空間」について》

- ・受動喫煙防止の措置を講ずる場合、厚生労働省が示す分煙効果判定基準を満たすようにとあるが、屋外は判定のしようがない。裏面に大気環境全体を視野に入れた場合の条件があるが、周辺環境が影響してくる。受動喫煙防止の措置を講ずるといのはいいが、「\*」部分は現実には効力を生じないというか、環境そのものの議論になるため、この懇話会での議論から少し逸脱していると思う。
- ・子どもの利用が想定されるところに喫煙場所を設けるのは理論的にはおかしい気がする。
- ・前々回、JT から出された具体的な対策案の学校等における喫煙場所の設置の中に、「屋外に喫煙場所を設ける場合は、動線から外れた場所に設置し、かつ植栽やパーテーションなどで囲う」とあり、まさにこういう形でよいと思う。
- ・喫煙場所がどこにあるかわからなくてポイ捨てをしてしまうこともあろうかと思うので、喫煙場所の表示をきちんとしていただきたい。

### (2) 能動喫煙防止対策について

- ・厚生労働省は、たばこをやめたい人、たばこをやめたいと思っている人が全員やめたとして目標設定をした。資料の「基本方針」には、「やめたい人への禁煙支援」に加え、「新たに喫煙者を増やさない」と記されており、また、「取組の方向性」には、「禁煙支援につながる仕組みづくりとともに、企業における禁煙の環境づくりを支援する」とある。たばこを吸いたいと思うかどうかは個人の判断であり、新たに増やさないための環境づくりをしましょうというのは、あまりにも偏った考えのように思う。
- ・国が認めた合法的な商品、嗜好品を県が枠を決めて何%にするというのは間違っていると思う。喫煙者に対してやめろと言ったり、若しくは吸いたい人に吸ってはだめというのは、県がいう話ではないと思う。

## 受動喫煙防止対策について（案）

### 1 方向性

受動喫煙による県民の健康への悪影響を防止するため、県民が受動喫煙を避けることができる環境を整備する。

### 2 考え方

実効性のある受動喫煙防止の取組とする。

### 3 取組内容

#### (1) 建物内について

区分	施設の種類	施設例	取組内容
多数の者が利用する公共的な空間	官公庁施設	県庁，市役所，町役場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物内禁煙を原則とする。</li> <li>・喫煙場所を設置する場合は，受動喫煙防止の措置**を講ずる。</li> </ul>
	教育施設	学校	
	医療施設	病院，診療所，薬局	
	社会教育施設	美術館，博物館，図書館	
	福祉関係施設	児童福祉施設	
	健康づくり施設	体育館，屋外競技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物内禁煙又は建物内分煙とする。</li> </ul>
	福祉関係施設	社会福祉施設	
	①～④の施設*	動物園，植物園，鉄軌道車両，バス，タクシー，航空機，旅客船，鉄軌道駅，バスターミナル，航空旅客ターミナル，旅客船ターミナル，集会場，展示場，金融機関，劇場，観覧場，百貨店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁煙，分煙***，喫煙可の表示</li> </ul>
	その他の民間施設	宿泊施設，商店，飲食店，理容・美容店，遊技場，娯楽施設	

\*①国，地方公共団体及びこれに準ずる団体が設置・運営，②条例等に基づき，建物内禁煙又は建物内分煙が義務付けられている，③実態として，既に禁煙又は分煙となっている場合が多い，④施設の利用実態として，滞在期間が比較的短いと考えられる施設

\*\*利用者がわかるように表示を行うとともに，厚生労働省が示す「分煙効果判定基準」を満たすものとする。

\*\*\*時間分煙，フロア分煙も可とする。

#### (2) 屋外について

区分	施設例	取組内容
子どもの利用が想定される公共的な空間	通学路，横断歩道付近，公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁煙を原則とする。</li> <li>・喫煙場所を設置する場合は，受動喫煙防止の措置*を講ずる。</li> </ul>

\*利用者がわかるように表示を行うとともに，厚生労働省が示す「分煙効果判定基準」を満たすものとする。

## 能動喫煙防止対策について

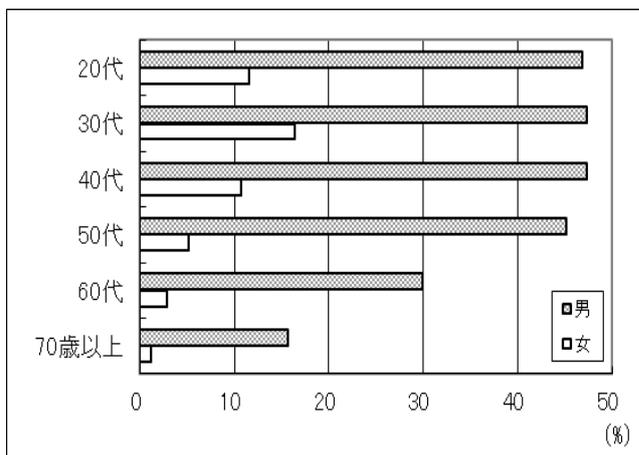
### 1 基本方針

たばこをやめたい人への禁煙支援／新たに喫煙者を増やさない。

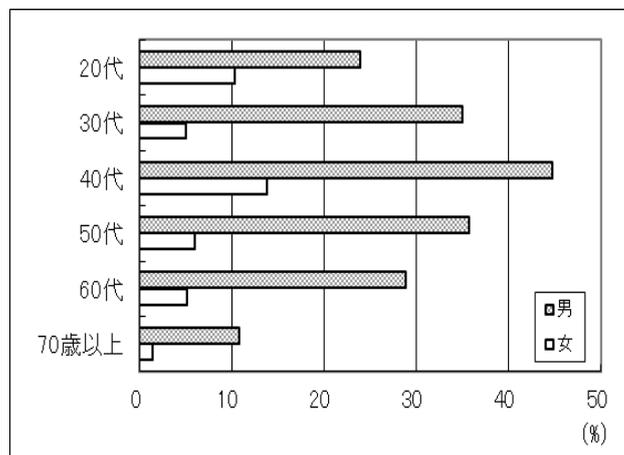
### 2 喫煙等の状況

- 本県の喫煙率は年々減少しているが、いまだに男性 26.9%、女性 5.5%が喫煙。特に 30代～50代の男性の喫煙率が高い。

	平成 13 年度	平成 18 年度	計	平成 23 年度						平成 29 年度 【 目標 】
				20代	30代	40代	50代	60代	70代～	
男性	44.3%	32.9%	26.9%	23.9%	35.0%	44.8%	35.7%	28.9%	10.8%	22%以下
女性	8.3%	5.4%	5.5%	10.3%	5.0%	13.8%	6.0%	5.1%	1.4%	5%以下



平成 18 年県民健康意識調査



平成 23 年県民健康意識調査

- 平成 23 年「国民健康・栄養調査」によると、現在習慣的に喫煙している者のうち、たばこをやめたいと思う者の割合は、全国で男性 32.8%、女性 42.8%。

### 3 取組の方向性

- 禁煙を希望する本人を禁煙支援につなげる仕組みづくりとともに、企業における禁煙の環境づくりを支援する。